

2024年1月

お客さま（ご契約者さま）

（大東建託パートナーズ賃貸物件を退去の際に
「賃貸住宅入居者あんしん総合保険・・・以下保険」の解約手続きがお済みでないお客さま）

常日頃より大東建託グループ各社の業務運営に対して、多大なるご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、弊社では過去の保険契約において、退去されているにも関わらず、その後のお手続きが未済のまま、本来お客さまにお返しすべき保険料をいまだご返金できていないケースがあることが判明いたしました。弊社として、対象のお客さまに対し、お電話、ショートメール（SMS）、書面郵送等で連絡を試みましたが、電話番号なし、宛先不在であったり、転居先や自治体宛住民票請求を行って判明した新住所、さらには個人情報保護法の範囲内で取得し得る勤務先でも連絡がついていない方がおられます。

誠にお手数ではございますが、2019年7月以降に大東建託パートナーズ賃貸物件から退去されて、現時点で当社保険の解約手続きがお済みでないお客さまは、以下連絡先にご一報をいただきたく存じます。当社で契約状況を確認のうえご対応をさせていただきます。

個人情報のため、ホームページ上には、対象のお客さまの掲載ができないことをご理解のほどお願い申し上げます。

以 上

【ご連絡先】

少額短期保険ハウスガード **03-6718-9240**

受付時間 9:00～18:00（土日祝日・年末年始を除く）

「ホームページを見て、未手続きの解約返戻金について連絡した」とお伝えください。